

低圧時間帯別電力

(選択約款)

2025 年 10 月 1 日実施

北海道電力株式会社

低圧時間帯別電力

I 本 則

1 適 用 範 囲

動力を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象で、5（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の低圧時間帯別電力（2024 年 4 月 1 日実施。）の適用を受けている場合に適用いたします。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

3 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4 契 約 電 力

契約電力は、原則として実施細目 2（契約電力）にもとづき定めます。

5 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(2) 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃

料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,413 円 06 銭
-----------------	--------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

1 キロワット時につき	30 円 93 銭
-------------	-----------

ロ 夜間時間

1 キロワット時につき	26 円 43 銭
-------------	-----------

7 使用電力量の算定

料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが需給契約を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたし

ます。

8 そ の 他

- (1) 変圧器，発電設備および蓄電池その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
- (2) この選択約款から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，原則としてこの選択約款を適用いたしません。
- (3) その他の事項については，標準約款によるものといたします。
- (4) この選択約款の実施上必要な細目的事項については，Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

「昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、時報用または警報用のみに使用する場合等の需要は含みません。

2 契 約 電 力

- (1) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、特定小売供給約款別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕に準じて換算するものいたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は標準約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、ロの係数を乗じないものといたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、標準約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必

要に応じて確認いたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、2025 年 10 月 1 日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

動力を使用され、託送約款等の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象で、本則 5（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、お客さまがこの選択約款の適用を受けることを希望され、当社との協議が整った場合で、かつ、2018 年 4 月 1 日の際現に供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用されるときには、本則 1（適用範囲）にかかわらず、この選択約款を適用いたします。ただし、2018 年 4 月 1 日以降に引込線等の供給設備を撤去した場合を除きます。

3 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 17（料金の算定）および標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。